

◎環境特別委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年9月21日 (火)	特別委員長を選任した後、理事を選任した。
2	平成5年10月20日 (水)	公害対策及び環境保全の諸施策について広中環境庁長官から所信を聴いた。
3	平成5年10月27日 (水)	公害対策及び環境保全の諸施策に関する件について広中環境庁長官、政府委員、通商産業省、科学技術庁、環境庁、大蔵省、林野庁、農林水産省、厚生省及び外務省当局に対し質疑を行った。 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第二号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員矢上雅義君から趣旨説明を聴いた。
4	平成5年10月29日 (金)	水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第二号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員園田博之君、同田中昭一君、同倉田米喜君、同渡瀬憲明君、広中環境庁長官、政府委員及び環境庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。 環境基本法案(閣法第五号)(衆議院送付) 環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第八号)(衆議院送付) 右両案について広中環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

6	平成6年1月28日 (金)	請願第二号外七十七件を審査した。
5	平成5年11月10日 (水)	<p>衆第二号 賛成会派 自、社、公、新連、民、新生 欠席会派 なし 反対会派 共</p> <p>環境基本法案(閣法第五号) (衆議院送付) 環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六号) (衆議院送付) 右両案について細川内閣総理大臣、広中環境庁長官、政府委員、環境庁、農林水産省、外務省、科学技術庁、建設省、通商産業省及び林野庁当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。</p> <p>閣法第五号 賛成会派 自、社、公、新連、民、共、新生 欠席会派 なし 反対会派 なし</p> <p>閣法第六号 賛成会派 自、社、公、新連、民、共、新生 欠席会派 なし 反対会派 なし</p> <p>都合により取りやめとなった。</p>

○内閣提出法律案（三件）

号番	件名	先議院	提出月日	委員会付託	参議院	衆議院	備考
5	環境基本法案	衆	五 九、二四	五 一〇、二九	五 一一、一〇 可決	五 一一、二三 可決	
6	環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	衆	六 九、二四	六 一〇、二九	六 一一、一〇 可決	六 一一、二三 可決	
20	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案	衆	六 一、一八	六 一、二四 (予)	六 一、二〇 可決	六 一、二三 可決	環境 一、二〇 環境 一〇、二三 可決 可決 継続審査

○衆議院議員提出法律案（一件）

号番	件名	提出者 (月日)	予備送付月日	本院へ提出	参議院	衆議院	備考	
2	水俣病の認定業務の促進に関する法律案 改正業務の促進に関する法律案	園田博之君 外七名 五、九、三〇	五 一〇、一	五 一〇、二六	五 一〇、一 (予)	五 一〇、二九 可決	五 一一、五 可決	五 一〇、一 環境 可決
					五 一一、一〇 可決	五 一一、二三 可決	五 一〇、二六 可決	

環境基本法案（閣法第五号）

要旨

本法案は、近年の我が国の環境問題の構造的変化や地球環境問題への取組みの必要性の高まり等の環境問題の現況にかんがみ、環境の保全の基本理念とこれに基づく基本的施策の総合的な枠組みを定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、環境の保全についての基本理念として、環境の恵沢の享受と継承等、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等及び国際的協調による地球環境保全の積極的推進の三理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにすること。

二、六月五日を環境の日とすること。

三、環境の保全に関する施策に関し、まず、施策の策定及び実施に係る指針を明示し、また、環境基本計画を定めて施策の大綱を国民の前に示すこととともに、国等の施策における環境配慮、環境影響評価の推進、環境の保全上の支障を防止するための規制、環境の保全上の支障を防止するための経済的措置、環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進、環境教育、民間

団体等の自発的な環境保全活動の促進、情報の提供、地球環境保全等に関する国際協力、費用負担及び財政措置などの基本的な施策を定めること。

四、国及び地方公共団体は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

五、国及び地方公共団体に環境審議会を設置すること等について定めること。

六、この法律は、審議会関係の一部を除き、公布の日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました両案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、環境基本法案は、今日の環境政策の対象領域の広がりに対処し、特に都市・生活型公害や地球環境問題等に対し適切な対策を講じていくため、環境の保全の基本的理念と、これに基づく基本的施策の総合的な枠組みを定めようとするものであります。

その主な内容は、環境の恵沢の享受と継承等を初め、環境の保全についての三つの基本理念を定めるとともに、国等の責務を明らかにし、また環境の日を設けることとした上で、環境基本計画、環境影響評価の推進、環境の保全上の支障を防止するための

経済的措置、地球環境保全等に関する国際協力、国及び地方公共団体の協力など環境の保全に関する基本的な施策について規定するものであります。

次に、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、環境基本法の施行に伴い、公害対策基本法を廃止するほか、関係法律について規定の整備等を行うものであります。

委員会におきましては、両案を一括して審査し、環境基本計画の実効性の確保、環境アセスメント、環境保全に関する住民参加、放射能汚染と環境行政、生物多様性の確保、特に野生生物の保護、規制緩和及び貿易と環境、長良川河口せき建設問題などの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了いたしましたところ、日本共産党を代表して有働委員より、環境基本法案に対し、汚染原因者負担の原則の明確化等を内容とする修正案が提出されました。

次いで順次採決の結果、有働委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
(閣法第六号)

要旨

本法律案は、環境基本法の施行に伴い、公害対策基本法を廃止するほか、自然環境保全法等十八法律について規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めるものである。

委員長報告

前ページ参照

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第二号)

要旨

本法律案は、水俣病対策の推進に資するため、水俣病に係る認定の長期にわたる申請滞留者の速やかな解消を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、認定の申請期限の延長

旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法又は公害健康被害の補償等に関する法律(以下「補償法」という。)によ

る水俣病に係る認定又は決定の申請をした者で当該申請に関する処分を受けていないものが環境庁長官に対して水俣病に係る認定の申請をすることができる期限を、平成八年九月三十日まで、延長すること。

二、認定の申請をすることができる者の範囲の拡大

補償法による水俣病に係る認定の申請をした者で環境庁長官に対して水俣病に係る認定の申請をすることができる者の範囲を、昭和六十二年八月三十一日以前に補償法による申請をしていた者で当該申請に関する処分を受けていないものまで拡大すること。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の施行状況にかんがみ、環境庁長官に対して水俣病に係る認定の申請をすることができる期限を平成八年九月三十日まで延長するとともに、同法の適用対象となる公害健康被害の補償等に関する法律による水俣病に係る認定の申請をした者の範囲を昭和六十二年八

月三十一日以前に同法による認定の申請をしていた者で当該申請に関する処分を受けていないものまで拡大することにより、水俣病の認定業務の一層の促進を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、水俣病問題の早期解決等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有働委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。